

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱		島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱	
第1条～第2条 〔略〕		第1条～第2条 〔略〕	
(補助対象事業)		(補助対象事業)	
<p>第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する県計画（以下「県計画」という。）に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。((5))ウの事業を除き、以下同じ。)</p>		<p>第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する県計画（以下「県計画」という。）に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。((2))ウの事業を除き、以下同じ。)</p>	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一 部 改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一 時 改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築	増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>を含む。) ※1、※2について同上。</p>	<p>を含む。) ※1、※2について同上。</p>
<p>(2)〔略〕</p>	<p>(2)〔略〕</p>
<p><u>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</u> <u>災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。</u> <u>（対象施設）</u> <u>a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> <u>b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設</u> <u>c 広域型（定員30人以上）の介護医療院</u> <u>d 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p>	<p><u>(3)〔新設〕</u></p>
<p><u>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u> <u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u> <u>（ア）災害イエローゾーン</u> <u>災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。</u> <u>a 土砂災害警戒区域</u> <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域</u></p>	<p><u>(4)〔新設〕</u></p>

改正後	改正前
<p><u>b 浸水想定区域等</u> <u>浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。</u></p> <p><u>(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域</u></p> <p><u>(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域</u></p> <p><u>(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域</u></p> <p><u>(イ) 対象施設</u> <u>広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。</u></p> <p><u>a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u></p> <p><u>b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設</u></p> <p><u>c 広域型（定員30人以上）の介護医療院</u></p> <p><u>d 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p> <p><u>(ウ) 対象事業</u> <u>災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53 条第2 項に規定される基準水位をいう。) が1メートル以上に指定されている場合</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合</u></p> <p><u>(エ) 整備内容</u></p> <p><u>原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。</u></p> <p><u>a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。</u></p> <p><u>b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</u></p> <p><u>d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。</u></p> <p><u>e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。</u></p>	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(5) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア～イ〔略〕</p> <p>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業 (ア)～(イ)〔略〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第5条 この補助金の交付額は、県計画に記載された事業に基づき、別表1の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお別表1の(5)のうち特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修については第3欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>いずれも、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3〔略〕</p> <p>第6条～第7条〔略〕</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の各号により定める条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(3)〔略〕</p>	<p>(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア～イ〔略〕</p> <p>ウ 介護療養型医療施設転換整備支援事業 (ア)～(イ)〔略〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第5条 この補助金の交付額は、県計画に記載された事業に基づき、別表1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお別表1の(2)のうち特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修については第2欄に定める補助金交付単価及び単位の数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>いずれも、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3〔略〕</p> <p>第6条～第7条〔略〕</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(3)の各号により定める条件を付すものとする。</p> <p>(1)～(3)〔略〕</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) <u>災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象としないものとする。</u></p> <p><u>イ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること</u></p> <p><u>(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること</u></p> <p><u>a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。</u></p> <p><u>b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</u></p> <p><u>d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾ</u></p>	<p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降の事業について、災害レッドゾーン <u>（都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない土地。以下、同じ）</u> における介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則区域での新規整備等の事業について補助の対象としないものとする。</p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。</u></p> <p><u>ウ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第3条（1）の事業の対象としないものとする。</u></p> <p><u>エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第3条（4）の事業の対象としないものとする。</u></p> <p>第9条～第13条〔略〕</p> <p>附則〔略〕</p> <p><u>改正後の要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年度事業より適用する。</u></p>	<p>第9条～第13条〔略〕</p> <p>附則〔略〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前		
別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業				別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業		
1 区分	2 対象施設	3 補助金交付 単価及び単位	4 対象経費	1 区分	2 補助金交付 単価及び単位	3 対象経費
県補助事業	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備と一体的に整備されて、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負	地域密着型サービス施設等の整備		県計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されて、島根県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負
	1 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設	1施設 6,100万円		1 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	448万円× 整備床数	
	2 小規模(定員29人以下)の介護医療院	1施設 6,100万円		2 小規模(定員29人以下)の介護老人保健施設	1施設 5,600万円	
	3 小規模(定員29人以下)の養護老人ホーム	260万円× 整備床数		3 小規模(定員29人以下)の介護医療院	1施設 5,600万円	
4 小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	488万円× 整備床数	4 小規模(定員29人以下)の養護老人ホーム		238万円× 整備床数		
5 小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	488万円× 整備床数	5 小規模なケアハウス(定員29人以下)(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		448万円× 整備床数		
6 認知症高齢者グループホーム	1施設 3,660万円	6 認知症高齢者グループホーム		1施設 3,360万円		
7 小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,660万円	7 小規模多機能型居宅介護事業所		1施設 3,360万円		
8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設 647万円	8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		1施設 594万円		
9 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 3,660万円	9 看護小規模多機能型居宅介護事業所		1施設 3,360万円		
10 認知症対応型デイサービスセンター	1施設 1,300万円	10 認知症対応型デイサービスセンター	1施設 1,190万円			
市町村補助事業						

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
	11 介護予防拠点	1 施設 971万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	11 介護予防拠点	1 施設 891万円	担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	12 地域包括支援センター	1 施設 130万円		12 地域包括支援センター	1 施設 119万円		
	13 生活支援ハウス	1 施設 3,890万円		13 生活支援ハウス	1 施設 3,570万円		
	14 緊急ショートステイの整備	130万円× 整備床数		14 緊急ショートステイの整備	119万円× 整備床数		
	15 施設内保育施設	1 施設 1,300万円		15 施設内保育施設	1 施設 1,190万円		
上記の区分による	介護施設等の合築等			介護施設等の合築等			
	第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額		第3条（1）の事業対象施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助金交付単価及び単位により算出した額に1.05を乗じた額		
<p>（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。</p> <p>（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。</p>				<p>（注1）本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、緊急ショートステイ、施設内保育施設を整備する場合は除く。）は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。</p> <p>（注2）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助金交付単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。</p>			

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前	
(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業					
<u>1 区分</u>	<u>2 対象施設</u>	<u>3 補助金 交付単価 及び単位</u>	<u>4 対象経費</u>		
<u>県補助事業</u>	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 県計画に基づく介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	1 特別養護老人ホーム	1,230千円 ×定員数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
	2 介護老人保健施設				
	3 介護医療院				
	4 養護老人ホーム				
	5 軽費老人ホーム				
				1,128千円 ×定員数	
注1) 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。					

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前
<u>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</u>				<u>(3) [新設]</u>
<u>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u>				<u>(4) [新設]</u>
<u>1 区分</u>	<u>2 対象施設</u>	<u>3 補助金交付 単価及び単位</u>	<u>4 対象経費</u>	
県補助事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		<u>県計画に基づく事業の施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>	
	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備			
	<u>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>488万円×整備床数</u> ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
	<u>2 介護老人保健施設</u>	<u>1 施設6,100万円</u>		
	<u>3 介護医療院</u>	<u>1 施設6,100万円</u>		
	<u>4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>488万円×整備床数</u> ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
<u>注1）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。</u>				

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>注2) 以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。</u></p> <p><u>ア 昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設）</u></p> <p><u>イ 以下の要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>(ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの</u></p> <p><u>(イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」(平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの</u></p>	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前		
<u>(5)</u> 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				<u>(3)</u> 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業		
<u>1</u> 区分	<u>2</u> 対象施設	<u>3</u> 補助金交付 単価及び単位	<u>4</u> 対象経費	<u>1</u> 区分	<u>2</u> 補助金交付 単価及び単位	<u>3</u> 対象経費
<u>県補助 事業</u>	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ	既存施設のユニット化改修		県計画に基づく既存の特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ
	「個室→ユニット化」改修	<u>130</u> 万円× 整備床数		「個室→ユニット化」改修	<u>119</u> 万円× 整備床数	
	「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	<u>260</u> 万円× 整備床数		「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	<u>238</u> 万円× 整備床数	
	ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームのユニット化 イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム			ア 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームのユニット化 イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム		
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（※）	<u>80</u> 万円× 整備床数		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（※）	<u>73.4</u> 万円× 整備床数	

島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする)	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 有料老人ホーム 	創設 244万円× 転換前床数	の額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする)	の額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	改築 302万円× 転換前床数			
	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅 	改修 122万円× 転換前床数			
(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修については3補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。			(※) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修については2補助金交付単価及び単位数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。		